

令和5年度横浜市通訳ボランティア派遣事業の実施について（連絡）

（公財）横浜市国際交流協会
事務局長 鈴木 一博

日頃より、当協会の事業に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度の横浜市通訳ボランティア派遣事業においては、新型コロナウイルス感染症対策とし、引き続き対面及び遠隔による通訳派遣を実施いたします。各機関等におかれましては、何卒御理解、御協力いただけますようお願いいたします。

1 対面通訳での対応

対面通訳の実施にあたっては、できる限り関係者のマスク着用をお願いいたします。

2 遠隔通訳での対応

※詳細については、別添「遠隔通訳のご案内」パンフレットを参照してください。

(1) 遠隔通訳の方法

ア. 電話通訳

イ. 映像通訳（タブレット端末・PC端末を用いた通訳）

(2) 通訳場所

通訳ボランティアは、派遣窓口（横浜市国際交流協会または一部の国際交流ラウンジ）にて通訳を行います。

(3) 依頼方法

依頼方法は、対面通訳と同様です。依頼票送付後の電話連絡にて、希望する方法をお知らせください。

3 緊急的通訳ニーズ等への対応について

コロナ禍において緊急的な通訳ニーズが高まっていることから、当協会では「緊急的通訳ニーズ等への対応」を試行実施しています。事前予約不要・無料（※）で依頼いただけますので、御活用ください。なお、通訳ボランティアの確保が困難な場合も、緊急的通訳ニーズ対応での代替を御案内する場合があります。詳細は、添付資料4「令和5年度 緊急的通訳ニーズへのICT等を活用した多言語通訳支援について」を参照してください。※通話料・通信回線利用料は御負担ください。

4 お願いなど

- 当事業は、市民の通訳ボランティアの協力を得て実施するものであり、ボランティアの確保が困難な場合はあるため、希望日時に通訳を実施できない場合があります。予めご承知おきください。
- 対応できる件数には限りがあります。下記状況に該当する場合は、当制度の利用はお控えくださいますようお願い申し上げます。

- ・ 本人の同居親族等による通訳が可能な場合
 - ・ 庁内職員等で通訳が可能な場合
 - ・ 文書郵送等に対応可能な場合（申請など）
 - ・ 翻訳アプリ、自動翻訳機等の活用に対応可能な場合、など
- 今後の感染状況によって、方針を変更することもあります。

5 別添資料

- (1) 「2023 横浜市通訳ボランティア派遣制度」
- (2) 「緊急的通訳ニーズへの ICT 等を活用した多言語通訳支援拡充（試行）」

担当：(公財) 横浜市国際交流協会
多文化共生推進課 通訳ボランティア事業担当
TEL:045-222-1173 Email:shibora@yoke.or.jp